

宜 議 第 4 7 2 号
平成30年12月20日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃 原 朗

委員会審査結果について（報告）

閉会中において、本委員会で案件の審査をいたしましたので、各案件の報告書及び会議録（要旨）の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成30年 11月29日	平成30年 11月29日	請願第1号、所管事務調査
会議日数 1日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
請 願 第 1 号	「宜野湾市平和な空を守る条例」制定に関する請願	平成30年 10月10日	—	継続審査
—	所管事務調査	—	—	—

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成30年11月29日（木）

午後2時00分 開会

午後4時20分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司

○説明員（2名）

税務課長	津波 古良幸
------	--------

土地係長	仲松 剛
------	------

○参考人（1名）

弁護士	野崎 聖子
-----	-------

○事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 請願第1号 「宜野湾市平和な空を守る条例」制定に関する請願
- (2) 所管事務調査

平成30年11月29日（木）第1日目

○桃原朗 委員長 総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

請願第1号 「宜野湾市平和な空を守る条例」制定に関する請願

～参考意見聴取～

- 平良眞一 委員 本請願は、市議会に条例を制定していただきたいとの内容であるが、条例と他の法律との兼ね合いはどのようになるのか。
- 参考人 議会には条例制定権があるが、あくまでも法の定め の範囲内で条例を制定することができるものである。
- 平良眞一 委員 日本国憲法第98条において、条約及び国際法規の遵守が定められているが、内容を解説いただきたい。
- 参考人 本請願に対する意見聴取と伺っており、詳細な資料を持ち合わせていないことから答弁を差し控えたいが、請願で求められている条例が憲法に大きく影響することはないと考える。
- 平良眞一 委員 請願に付されている「宜野湾市平和な空を守る条例（仮称）」第2条第2項において、市長及び市議会は、米軍機による事故が起こった場合、原因究明がなされるまでの間の飛行停止をするよう申し入れるとの規定があるが、日米安全保障条約及び日米地位協定には影響ないか。
- 参考人 申し入れはこれまでも行っており、米軍を拘束するものではないことから、条約に違反することはないと考える。ただし、抗議・要請を行うタイミングや内容は高度に政治的な行為であることから、その時々 の市長及び市議会の判断で行われるべきで、法律で縛ってよいかという懸念はある。
- 平良眞一 委員 条例が市長や市議会の行動を将来にわたって拘束することになるといった懸念があるが、いかがか。
- 参考人 条例案第2条第1項及び第2項において、そのような懸念があると考ええる。また、第2条第3項には、市の施設の屋上や市有地等において米軍機に対して危険な飛行をしないよう注意喚起をすることや市民に同様な措置を呼びかけるよう努めるとの規定があるが、具体的な注意喚起の方法は規定されておらず、呼びかけの方法や程度によっては市民の信条に配慮する必要もあること

から、細則等で具体的に定める必要があると考える。

○平良眞一 委員 法律に違反した条例を制定した場合、議会及び市に罰則が科されることはないか。

○参考人 法に罰則が明記されていない限りはそのようなことはない。ただし、効力の問題は発生すると考える。

○岸本一徳 委員 条例の策定に当たり、市議会が法律に抵触しないか判断しなければならないということか。

○参考人 策定の際には他の法律との整合性も含めて確認する必要があることから、一義的な責任はあると考える。市当局含め、関係者が責任の一端を担うことにはなると考える。

○岸本一徳 委員 宜野湾市議会基本条例は、全議員が合意の上で制定した。本請願で求められている条例も全議員の合意が必要と考えるが、いかがか。

○参考人 法律上の要件ではないことから全会一致である必要はないが、全会一致の必要性については議員が議論して決めるものと考ええる。

○岸本一徳 委員 条例が法律に違反した判例はあるか。

○参考人 全国的に見ても少ないと考える。

○宮城政司 委員 請願に付されている条例案について、明らかに法律に抵触すると懸念される部分はあるか。

○参考人 条例案第2条第4項に米軍機の起こした行為により損害を被った場合、市が市民に代位して損害賠償請求等を行うとの規定があるが、損害賠償の権利者は被害を被った市民であり、情報提供等のサポートであれば理解できるが、条例で損害賠償請求の代位を規定することについては疑問がある。

○宮城政司 委員 個人が米軍を相手に損害賠償請求を行うことは難しい。個人が望む場合は代位できるとの規定であればどうか。

○参考人 権利を代位してよいかという点に懸念は残る。法律上、権利義務に関して代理するのは資格を有する弁護士となっており、場合によっては弁護士法違反になる可能性もある。権利義務の代位は法的な問題をはらんでいるため、慎重な審議を行う必要があると考える。

○宮城政司 委員 先ほど、条例案第2条第1項及び第2項について、要請等のタイミングや内容を法律で縛ることに懸念があるとの意見を述べられていたが、条文を読む限り「最大限の努力をすること」といった努力義務にとどまっており、法的な拘束とまでは言えないのではないか。

○参考人 幅広く解釈できる部分ではあるが、内容が特定されている部分もあり、民意によって選ばれた市長及び市議会がその時々判断に基づいて行動し、その後市民が評価をすることが民主主義の本来の形であると考ええる。その点も含め、制定に当たっては慎重に審議すべきと考える。

- 知名康司 委員** 条例を制定した場合、法律や条約等に抵触するかどうかは、法律家の解釈によって見解が別れるのか。
- 参考人** 抵触すると指摘する方もいる可能性はあるが、最終的には国や裁判所が判断することとなる。
- 知名康司 委員** 条例案第2条第1項では、夜間10時以降に飛行しないよう申し入れるとあるが、その都度抗議・要請を行わなければならないか。
- 参考人** その都度抗議する必要があるとまでは読み取れないが、解釈に幅が出ることによる問題が生じる懸念はある。
- 知名康司 委員** これまでも米軍へ抗議・要請を行ってきた経緯があるが、米軍は、夜間であっても運用上必要な場合は飛行することができるとしており、改善されない現状がある。当該条例を制定しても実効性のある抑止にはつながらないと考えるが、制定の意義についてどのように考えるか。
- 参考人** 法律的には必ずしも実効性がある必要はない。また、相手方の言い分を斟酌して制定する必要もないと考える。実効性の問題については、策定に当たり議員が議論する部分であると考えている。
- 石川慶 委員** 条例案第2条第2項において、市及び市議会が市民に対し、自宅の屋上や庭等において米軍機が危険な飛行をしないよう意思表示することを呼びかけると規定されているが、数年前には風船を高く揚げて抗議した例もあり、逆に危険性を高めることにつながらないか。
- 参考人** 具体的な方法を特定した上で呼びかけを行うことになると考える。混乱を来さないよう、条例を制定する際に細則等で定めておく必要がある。
- 平安座武志 委員** 条例案を読む限り、米軍機の飛行制限等への実効性は低いと考えるが、実効性の低い条例を制定することに関してどのように考えるか。
- 参考人** 近年は全国で多様な条例が制定されており、何をもって実効性があるかと判断するかは個人によって見解が分かれるものと考えている。
- 平安座武志 委員** 条例案は法律には違反していないと理解してよいか。
- 参考人** 懸念される点については先に申し上げたところであるが、幅のある解釈ができる部分もあることから、条例案の段階では個人によって指摘もあるかと考える。条例化する上でさまざまな検討がされると考えるが、法律に適合するように運用されるのが一般的である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午後3時30分）

※参考人退室

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午後3時45分）

※会議時間の延長について諮る。

【議題】

所管事務調査

～参考意見聴取～

○**桃原朗 委員長** 陳情第87号については、平成30年6月25日の本会議で採択されているが、採択後の状況について意見を聴取してまいりたい。まずは、当局から説明を聴取し、その後に質疑を行ってまいりたい。

○**税務課長** 本件は、200平米以下の住宅用地に係る固定資産税の課税標準額を減額する住宅特例制度の適用が漏れていたために生じた課税誤りによる陳情である。地方税法において、増額・減額ともに5年間遡及して更生することとなっているが、5年を超えるものの減額更正については、各市町村の判断に基づいて行われることとされており、本市においても要綱に基づき最高20年まで対応している。

陳情提出の経緯については、平成26年に納税義務者の妻から固定資産税の税額について確認依頼があり、住宅特例減額措置が適用されていなかったことが発覚したものである。地方税法及び市税条例に基づき、11年分の過徴収金を還付したが、全額還付できなかったことによる陳情と理解している。

陳情採択後、他市町村の対応を改めて確認したが、要綱を超えて還付した例は確認できず、理由としては本市同様、税額を正確に計算する資料が残っていないためとのことであった。

○**岸本一徳 委員** どのようにして過徴収が発覚したのか。

○**税務課長** 平成26年3月に納税義務者の妻から課税内容について確認依頼があり、調査したところ過徴収が判明した。

○**岸本一徳 委員** 住宅特例減額措置はいつまで適用されるのか。

○**税務課長** 住宅が建っている間は適用される。

○**岸本一徳 委員** 過徴収は1件のみか。

○**税務課長** 当時、3件が新聞報道された。

○**岸本一徳 委員** 市全体で3件ということか。

○**税務課長** 平成26年は、要綱に基づいて還付した例が26件あり、そのうち住宅特例減額措置の誤りは12件であった。

○**岸本一徳 委員** 対象者の調査は行っているのか。

○**税務課長** 人員をふやし、調査を行っているところである。

○**平良眞一 委員** 12件の住宅特例減額措置の誤りはどのように還付したのか。

- 税務課長** 要綱の範囲内で還付を行ったが、全額還付できたのは1件のみであり、残りの11件は一部還付にとどまっている。
- 平良眞一 委員** 12件のうち、最も長く過誤納付したのは何年分か。
- 税務課長** 建築当初から減額措置が適用されていなかったと想定した場合、最長で35年に及ぶとの報道があった。
- 平良眞一 委員** 本件は陳情という形で訴えているが、一部還付にとどまったほかの対象者は納得しているのか。
- 税務課長** ご理解をいただいた。
- 平良眞一 委員** 全額還付する方法はないのか。
- 税務課長** 過誤納付であることから、当然還付したい気持ちはある。しかし、要綱の改正については根拠がなければできず、また、税の公平性の点からも慎重に対応する必要がある。
- 平良眞一 委員** 本件の陳情者には、11年分を還付したと伺ったが、課税台帳の保存期間は10年間とも伺った。残りの1年分はどのように算定したのか。
- 税務課長** 台帳の処分時期と重なり、1年分残っていたためである。
- 平良眞一 委員** 残りの分の還付に向け、ぜひ研究していただきたい。
- 岸本一徳 委員** 過誤納付の原因について伺いたい。
- 税務課長** 正確に特定はできないが、当時はシステムが充実しておらず手作業が多かったことや担当者の連携不足が原因だったと推測している。
- 岸本一徳 委員** 現在は過誤納付が起こらない体制が完備されているのか。
- 税務課長** 現在、システムは充実しているが、手作業する部分もある以上ミスはあり得る。そのため、過誤が起こらないよう確認に努めている。
- 岸本一徳 委員** 納税通知書を確認することで特例措置が適用されているか確認できると理解してよいか。
- 税務課長** そのとおりである。
- 知念秀明 委員** 本件はいつから誤って課税していたのか。
- 税務課長** 住宅が建設された時から推測すると平成3年からである。
- 知念秀明 委員** 残りの分を還付する気持ちは持っているのか。
- 税務課長** 一部還付にとどまっているのは、課税台帳等による税額が正確に把握できないためである。正確に計算できる資料があれば、当然還付したいと考えている。

○**桃原朗 委員長** 本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時20分)